

愛媛県海運利用トライアル事業補助金 実施要領【第3版】

1 趣旨

本補助金は、県内の荷主又は物流事業者が、新たに県内港を利用する貨物輸送に対して、その海上輸送経費の一部を補助することで、トラック等の輸送から船舶輸送への転換（モーダルシフト）を図るほか、県内港利用をより一層促進し、航路の維持・拡充を図ることを目的としています。

2 補助内容等

(1) 補助対象者

愛媛県内に工場や事業所等を有する荷主（団体等を含み、個人事業主を除く）又は物流事業者
※暴力団又は暴力団と関係があるもの、県税の未納がある者を除く

(2) 補助対象期間

交付決定日から令和7年2月28日まで

(3) 対象事業

県が指定する航路（県内港と県外港・外国港を結ぶ航路）を利用した貨物輸送であって、下表のいずれかに該当する事業とします。

(1) フェリー航路、RORO船航路、内貿コンテナ航路
①申請日以前1年間に輸送実績のない県内各航路を利用する事業（※ただし、県内各航路間の転換を除く。）
②減便・休止した県内航路から他の県内各航路に転換する事業
(2) 外貿コンテナ航路（内航フィーダー航路含む）
国内を陸上輸送していた外貿貨物のうち、
①県内港の内航フィーダー航路を利用する事業
②県外港から県内港に転換して利用する事業

<県が指定する航路>

種別	航路
フェリー航路	東予－大阪
	新居浜－神戸
	松山－呉－広島
	松山－伊保田－柳井
	松山－小倉
	八幡浜－臼杵
	八幡浜－別府
	三崎－佐賀関
RORO 船航路	博多⇒松山⇒東京
	三島川之江－宇野－堺泉北－和歌山－千葉
内貿コンテナ航路	那覇－三島川之江－高松－新居浜－那覇

外貨コンテナ航路 (内航フィーダー航路含む)	釜山－釜山新港－広島－今治－松山－水島－福山－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－釜山
	釜山－今治－水島－福山－松山－広島－釜山
	釜山－釜山新港－徳山－三島川之江－今治－松山－水島－岩国－釜山
	釜山－三島川之江－高松－広島－岩国－細島－釜山
	釜山－高知－徳島小松島－福山－高松－三島川之江－徳山－釜山
	釜山－三島川之江－大阪－水島－三田尻中関－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－今治－三島川之江－水島－博多－釜山
	那覇－志布志－八代－釜山－松山－大分－細島－志布志－八代－那覇－基隆－台中－高雄－那覇
	上海－大阪－神戸－松山－上海
	上海－三田尻中関－水島－福山－三島川之江－広島－上海
	釜山－福山－徳島小松島－今治－水島－細島－釜山
	神戸－松山－神戸
	神戸－三島川之江－神戸
	神戸－今治－神戸
神戸－新居浜－神戸	

(4) 補助対象経費

海上輸送経費

(5) 補助金額

下表に掲げる輸送手段及び輸送種別毎に応じた補助単価に、補助対象期間の輸送数を乗じて得た額を補助します。上限額は100万円、下限額は10万円です。

輸送手段	輸送種別	補助単価 (円)
コンテナ	12ft コンテナ	8,000
	20ft コンテナ	14,000
	31ft コンテナ	20,000
	40ft コンテナ	26,000
トラック	全長6m未満	4,000
	全長6～8m未満	8,000
	全長8～12m未満	15,000
トレーラー	-	24,000

※トレーラーの単価は全長にかかわらず表内の金額とします。

※上記にない輸送の種別（規格）については、個別に判断します。

(6) 補助対象期間

交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

(7) 備考

同一事業について、他の補助金との重複受給は不可です。重複受給の事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。ただし、他の補助金と、本補助金の補助対象経費とが明確に区別できる場合は、この限りではありません。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ・愛媛県海運利用トライアル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・添付書類（事業計画書、誓約書、振込先調書）

※申請内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、事業実施の14日前までに提出してください。

■ 郵送

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 宛て

■ 電子メール（申請書記載の押印省略ルールに基づく申請）

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 斎藤

saitou-kazuki@pref.ehime.lg.jp

※CCに takahashi-koji@pref.ehime.lg.jp を入れてください。

※件名を「県内海運トライアル補助金の申請」としてください。

※電子メールで申請した場合は、その旨を電話にてご連絡ください。TEL089-912-2260

(3) その他

補助金交付予定額の合計が予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。現在申請を受け付けているか確認する場合は、県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.ehime.jp//page/81229.html>)

4 補助金交付対象事業の決定

(1) 補助金交付決定

提出された申請書に基づき、補助金の交付を決定します。

補助金の交付の申請が到達した日の翌日から起算して30日以内に、交付決定した事業について、書面で申請者あてに交付決定通知書を送付します。また、交付決定しなかった場合につきましても、申請者あてに不交付決定通知書を送付します。

また、交付決定前に、やむを得ない理由で事業に着手する必要性が生じた場合は、「愛媛県海運利用トライアル事業補助金事前着手届（様式2号）」を提出してください。

(2) 事業計画の変更

交付決定後に事業計画を変更する必要がある場合、「愛媛県海運利用トライアル事業補助金変更承認申請書（様式第3号）」を速やかに提出してください。個別に事情をお伺いしたうえで、計画変更の可否を判断いたします。なお、交付決定金額及び輸送回数に係る軽微な変更については、変更の都度、申請をせず、補助事業終了直前に変更申請を行ってください。

補助事業変更が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「愛媛県海運利用トライアル事業補助金変更承認通知書」を送付します。

(3) 事業の中止又は廃止

交付決定後に事業を中止又は廃止する際には、速やかに「愛媛県海運利用トライアル事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)」を提出してください。

補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「愛媛県海運利用トライアル事業補助金中止・廃止承認通知書」を送付します。

5 補助金の交付

(1) 実績報告書類の提出

①提出書類

- ・ 愛媛県海運利用トライアル事業補助金実績報告書(様式第5号)
- ・ 添付書類(実績報告書、貨物輸送実績証明書、利用実績及び支出の事実を確認できる書類等の写し)
※貨物輸送実績証明書は貨物を輸送した物流事業者(貨物利用運送事業者含む)から証明をとってください。
※報告内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

②提出期限

事業が完了した日の翌日から起算して10日以内 又は
令和7年3月10日(月)のいずれか早い日まで

③提出方法

■郵送

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 宛て

■電子メール(申請書記載の押印省略ルールに基づく申請)

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 斎藤
saitou-kazuki@pref.ehime.lg.jp

※CCに takahashi-koji@pref.ehime.lg.jp を入れてください。

※電子メールで申請した場合は、その旨を電話にてご連絡ください。TEL089-912-2260

(2) 補助金の額の確定

提出された報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、補助金の交付額を確定します。なお、交付額は、「愛媛県海運利用トライアル事業補助金額確定通知書」により補助事業者あて通知します。

(3) 補助金の請求

補助事業者は、「愛媛県海運利用トライアル事業補助金額確定通知書」を受領後、10日以内に「愛媛県海運利用トライアル事業補助金精算払請求書(様式6号)」に必要事項を記入し、提出してください。

(4) 補助金の交付

補助金は、補助事業者より請求書を受領した日から起算して30日以内に交付します。

(5) 補助金の取消し

補助金の交付後、虚偽の申請・不正行為等が明らかになった場合は、交付決定を取り消し、返還を命じます。返還を命じた場合には、補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴します。

また、悪質と認められる場合は、補助事業者名及び不正の内容を公表する可能性があります。

(6) その他

- ・補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、立会いによる実地の確認を実施する場合があります。
- ・補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類・帳簿類を5年間保存してください。

6 スケジュール（交付申請から補助金交付までの流れ）

